

第百六十四回国参議院經濟産業委員会會議録第八号

平成十八年四月十一日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 加納 時男君
理事 北川イツセイ君
佐藤 昭郎君
松山 政司君
若林 秀樹君
渡辺 秀央君

委員

小川 温君
林 芳正君
保坂 三蔵君
松村 祥史君
岩本 司君
小林 正夫君
藤末 健三君
山根 隆治君
浜田 昌良君
松 あきら君
田 英夫君
鈴木 陽悦君
国務大臣 二階 俊博君
副大臣 松 あきら君
大臣政務官 小川 温君
経済産業大臣政務官 小川 温君
事務局側 世木 義之君
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○工業再配置促進法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加納時男君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案、工業再配置促進法を廃止する法律案、以上三案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。二階經濟産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) 初めに、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が得意とするものづくりの競争力の源泉は、鑄造、プレス加工、メッキ等のものづくりの基盤となる技術について、極めて高度な技術力を持った中小企業が存在することにあります。これらの技術力を有する中小企業が消費者のニーズをとらえた大企業等と密接に連携協力して製品開発や生産を行っていることが、今日の我が国の産業の発展の源泉であります。

しかし、近年、国際競争が激しくなったこと等に伴い、従来の固定的な系列取引が大きく変化

し、ものづくりの中小企業において、製品開発等における大企業との連携協力の関係が弱まり、目指すべき技術開発の方向性を見定めることが困難となりつつあります。このことが中小企業の経営課題となっております。こうした中で、今後とも我が国経済が健全に成長発展を続けるためには、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた取組を強力に支援し、我が国経済の強みであるものづくりの国際競争力の徹底的な強化と新たな事業の創出を図ることが喫緊の課題であります。

同時に、このような我が国の特色を生かしたものづくりの基盤の強化は、アジア諸国等と適切な国際分業体制を表現し、我が国にふさわしい国際貢献の道を開くことにもつながるものと考えております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、特定のものづくり基盤技術を指定し、各技術につき、その技術を活用して最終製品を製造する大企業等のニーズを十分に整理し、中小企業が目指すべき研究開発の方向性を取りまとめた指針を策定いたします。

第二に、この指針に基づいて中小企業が作成する研究開発計画を個別に經濟産業大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、特許料等の負担軽減措置等の支援措置を講ずることとしております。続きまして、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法は、民間事業者の能力を活用しつつ、産業基盤施設の整備等を促進することによって、内需振興による国民

經濟の健全な発展や輸入拡大等による国際經濟交流の促進を図ることを目的として、それぞれ、昭和六十一年及び平成四年に制定されました。

制定後、今日に至るまでの間に、両法に基づく支援措置により産業基盤施設の整備は着実に進捗し、地域經濟における投資拡大や雇用創出がもたらされるとともに、輸入拡大等を通じて国際經濟交流の活性化が図られてきており、両法に基づく支援措置の役割はほぼ達成されたと言いうことができます。このため、法律に定められた廃止期限である平成十八年五月二十九日をもって両法を廃止することとし、本法律案を提案した次第であります。

最後に、工業再配置促進法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

工業再配置促進法は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転を推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国土の均衡ある発展に資することを目的として昭和四十七年に制定されました。工業再配置促進法等に基づく工業再配置政策については、例えば、昭和四十五年には約三対二であった移転促進地域と誘導地域の工業出荷額の比率が平成十二年には約一対三に逆転するなど、これまでで一定の成果を上げてきております。加えて、近年、企業が海外も含めて工場立地場所を選ぶようになる中、国内で工業の再配置を促進する政策の必要性は低下しております。

本法律案は、こうした情勢の変化を踏まえ、工業再配置促進法を廃止するものであります。以上が、これらの法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(加納時男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(加納時男君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案の審査のため、来る十三日午前十時からの委員会に、株式会社伊藤製作所代表取締役社長・社団法人日本金型工業会理事伊藤澄夫君、株式会社キヤスト代表取締役社長・社団法人日本鋳造協会副会長酒井英行君、長岡工業高等専門学校長高田孝次君及び東北大学大学院工学研究科教授堀切川一男君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加納時男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時七分散会

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案

一、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

一、工業再配置促進法を廃止する法律案

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案

関する法律

第一条 この法律は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中

小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合
七 協業組合
八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)第二条第一項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであつて、中小企業者による高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいう。

4 経済産業大臣は、第二項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更しようとするときは、製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 経済産業大臣は、第二項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条 経済産業大臣は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針(以下「特定指針」という。)を定めなければならない。

2 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項
二 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標
三 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法

四 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たつて配慮すべき事項

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変更について準用する。

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行う特定研究開発等に関するものを含む。以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出し、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標
二 特定研究開発等の内容及び実施期間
三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定研究開発等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標
二 特定研究開発等の内容及び実施期間
三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容
四 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が特定のものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであること。
 二 前項第二号に掲げる事項が遂行可能なものであること。
 三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであること。
 (特定研究開発等計画の変更等)
 第五条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
 2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る特定研究開発等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定研究開発等が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について

準用する。
 (資金の確保)
 第六条 国は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。
 (中小企業信用保険法の特例)
 第七条 中小企業信用保険法昭和二十五年法律第二百六十四号第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保險価額の合計額	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第七條第一項に規定する特定研究開発等関連保証(以下「特定研究開発等関連保証」という。)に係る保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第一項及び第三條の三第一項	保險価額の合計額	特定研究開発等関連保証に係る保險關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第三項	当該借入金額のうち	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
第三條の三第二項	当該保証をした者	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三條の三第二項	当該債務者	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保証を受けた中小企業者に係る研究開発等関連保証を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金(以下「特定研究開発等資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保險關係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは、「六億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保險關係については、「四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは、「三億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保險關係については、「二億円」とする。))とする。

2 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社(以下「株式会社」という)が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等)をいう。以下同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債に付されたものを除く。又は新株予約権付社債等)に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
 (特許料等の特例)
 第九条 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出版されたものに限る。))について、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一号から第六号までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
 一 その特許発明の発明者
 二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等(以下「従業者等」という。))がした同項に規定する職務発明(以下「職務発

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保險關係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについては、中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資關係保險、新事業開拓保証及び特定社債保險にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十一」とする。
 (中小企業投資育成株式会社法の特例)
 第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一十号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
 一 中小企業者が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

第九部 経済産業委員会会議録第八号 平成十八年四月十一日 【参議院】

明(という。)であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下「使用者等」という。)に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者
二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等
(国の施策)

第十条 国は、中小企業の特定制のづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(指導及び助言)
第十一条 国は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)
第十二条 経済産業大臣は、認定計画に従つて特定研究開発等を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)
第十三条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(罰則)
第十四条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)
第三条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)」を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第五号)」に改める。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)

二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下「旧輸入・対内投資法」という。第八号第一号及び第三号から第五号までの債務の保証に係る機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 旧輸入・対内投資法第九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係る保険関係については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の日前に、旧輸入・対内投資法第五号第一項の規定による主務大臣の同意(旧輸入・対内投資法第六号第一項の規定による主務大臣の同意を含む)を得た旧輸入・対内投資法第五号第一項に規定する地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち旧輸入・対内投資法第十一条に規定する総務省令で定めるものを設置した者について、地方公共団体が同条の規定により固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

よる主務大臣の同意を含む)を得た旧輸入・対内投資法第五号第一項に規定する地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち旧輸入・対内投資法第十一条に規定する総務省令で定めるものを設置した者について、地方公共団体が同条の規定により固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙税法の一部改正)
第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第七号」及び「同法附則第七号第一項(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例)に規定する債務の保証に係る業務」を削る。

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)
第九条 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。))」を「研究施設、交通施設その他」に改める。
第二十二条第三項第四号中「特定施設整備法第二号第一項各号に掲げる施設その他」を「研究施設、交通施設その他」に改める。
第三十五号第一号中「に係る次の区分に応じ次」を「を」とし、政令で定めるに改め、同号

イ及びロを削り、同条第二号中「に係る次の区分に応じて次の」を「ことに政令で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十條 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一号中「又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第三号において「特定施設整備法」という。第六條の認定計画に係る同法第二條第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業を削り、「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改め、同條第二号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業等」に改め、同條第三号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業等」に改め、同條第六條の認定計画を削り、「又は特定施設整備法第六條の認定計画」を削り、同條第五号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改める。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十一條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五項中「次に掲げる」を「中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)第四條第一項から第三項まで及び第六項の」に改め、同項各号を削る。

第七條の見出し中「中小小売商業振興法等」を「中小小売商業振興法」に改め、同條中「第五條第五項各号に掲げる」を「中小小売商業振興法第四條第一項から第三項まで及び第六項の」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に行われている前條の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九條の債務の保証

に係る機構の業務については、同條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第七号を次のように改める。

第十七條第一項第三号中「第十五條第一項第七号」を「第十五條第一項第八号」に改める。

第十八條第一項第二号中「第十五條第一項第七号及び第八号」を「第十五條第一項第八号」に、「限る。」並びに「を」を削り、「及び」に改める。

第二十條第一項中「第十五條第一項第七号及び第九号」を「第十五條第一項第九号」に、「並びにこれらに」を「及びこれに」に改める。

附則第七條の見出しを「(旧特定商業集積促進法等に係る業務の特例)」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前條第一項」を「並びに前條第一項」に改め、「並びに前項」を削り、同項を同条とする。

附則第八條の二の次に次の一条を加える。

(特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例)

第八條の三 機構は、当分の間、第十五條第一項及び第二項並びに附則第四條、第五條第一項及び第二項並びに第六條第一項から第四項まで並びに第七條から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(平成十八年法律第 号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。)の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止

法附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第十四條の業務

二 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十一條の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第九條の業務

三 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第三條の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号。以下「旧輸入・対内投資法」という。)第八條第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務

四 旧輸入・対内投資法第八條第二号及び第六號の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

附則第九條第一項中「輸入・対内投資法」を「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に改める。

附則第十三條の次に次の一条を加える。

(機構の納付金等)

第十三條の二 機構は、附則第八條の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次條の規定により読み替えられた第十八條第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

附則第十四條の表以外の部分中「第八條の二」を「第八條の三」に改め、同條の表第十七條第一項第二号の項を削り、同表第十七條第一項第三号の項を次のように改める。

第十七條第一項第三号 含む。並びに附則第七條の業務及び第八條の三第一号から第三号までに掲げる業務

附則第十四條の表第十八條第一項第二号の項下欄中「附則第七條の下」及び第八條の三を加え、同表第十九條第一項の項下欄中「第八條の二」を「第八條の三」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十條第一項 及びこれに 及び附則第八條の三第二号に掲げる業務並びにこれらに

附則第十四条の表第二十一条第一項の項下欄中「附則第七条第一項第一号及び第二号」を「附則第八条の三第一号及び第三号」に、「附則第七条第二項」を「附則第七条」に改め、同表第三十五条第二号の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

工業再配置促進法を廃止する法律案

工業再配置促進法を廃止する法律

工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(発電用施設周辺地域整備法及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する移転促進地域又は移転促進地域」を「大都市及びその周辺の地域のうち政令で定めるもの又はそれ」に改める。

一 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第三条第一項第二号

二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律百四十八号)第三条第一項第三号

(経済産業省設置法の一部改正)

第四条 経済産業省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)」を削る。

第九部

經濟産業委員会會議録第八号

平成十八年四月十一日

〔参議院〕

平成十八年四月十八日印刷

平成十八年四月十九日発行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

A